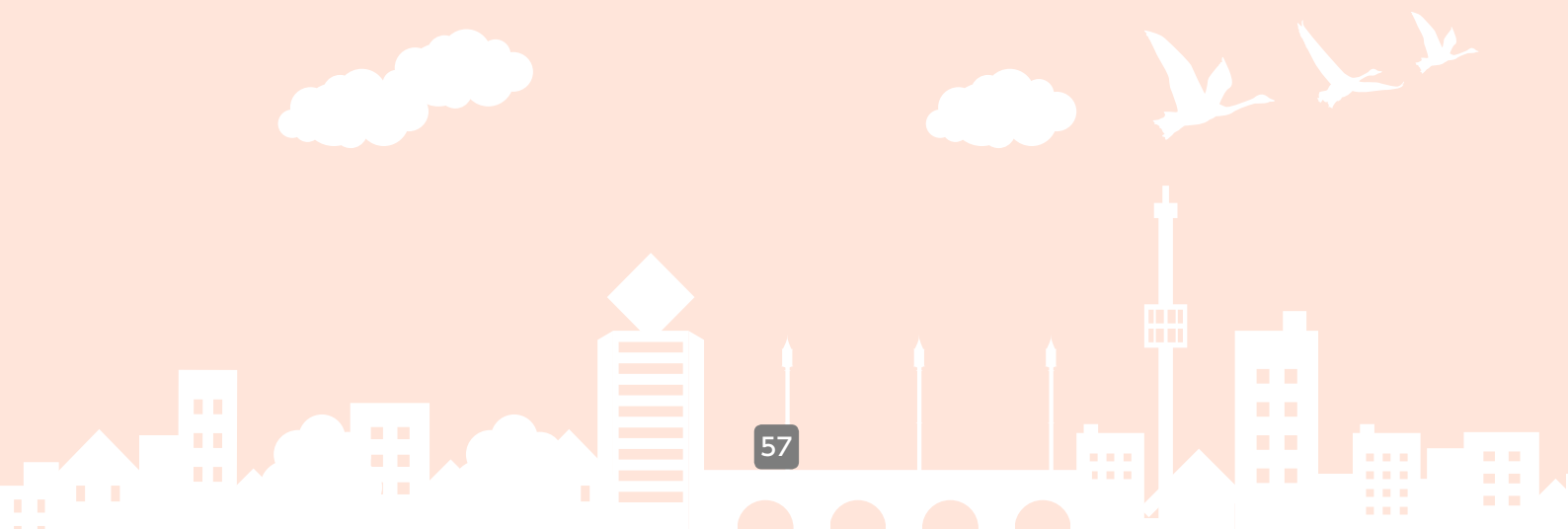


第5章

計画の推進



第5章

計画の推進

1 計画の進行管理

第3次新潟市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を着実に進めていくため、達成度を測るための指標を設定したうえで毎年点検・評価し、その結果を公表します。

(1) 指標の設定

本計画の6つの目標ごとに、達成度を測るための指標を設定し、計画期間中に達成すべき数値目標を設定します。

指標は、事業実施による成果を測る成果指標を設定することとし、活動指標も取り入れながら毎年の評価を行っていきます。

(2) 評価と公表

本計画に基づく施策の実施状況を毎年点検・評価し、年次報告書を作成して公表します。

男女共同参画の推進に関する個別事業の実施状況及び目標ごとの達成状況を新潟市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表します。

2 推進体制の充実・強化

本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各部署が男女共同参画の視点を持って施策を総合的、計画的に進めるため、職員の男女共同参画についての理解を深めるとともに、庁内における推進体制の充実・強化を図ります。

あわせて、市民団体や事業者等との連携、協働を進めるとともに、国・県等関係機関との連携強化を図ります。

また、男女共同参画施策の充実を図るため、定期的に、男女共同参画推進に関する実態把握を行います。

(1) 男女共同参画審議会

市長の附属機関である新潟市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議し市長に答申するほか、計画の進捗状況についての評価等を行い、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

(2) 男女共同参画推進会議

本計画を全庁的な取組の下で進めるため、市長を議長とし全部長等で構成する新潟市男女共同参画推進会議を定期的を開催し、各部署が男女共同参画の視点に立ち、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 男女共同参画の視点を持った施策の推進

職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って施策を推進することができるよう、男女共同参画についての理解を深めるための情報提供や研修を充実します。

(4) 拠点施設の機能の充実

新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」は、本市の男女共同参画を推進する施策を実施し、市民、事業者、市民団体による取組を支援するための拠点施設として、能力開発・職業支援・情報・相談・調査研究・交流・保育の7機能の一層の充実を図ります。特に、情報発信機能の充実や公民館や市民団体と連携した地域への男女共同参画啓発事業の展開を図ります。

また、新潟市配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者支援の中心機関として、本計画の前章のとおり、(1)DVを容認しない社会づくりの推進 (2)配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制の充実 (3)DV被害者の保護体制と自立支援の充実 (4)関係機関や民間支援団体との連携の強化を行います。

(5) 男女共同参画地域推進員

各区の男女共同参画地域推進員と連携し、地域での男女共同参画を推進するための啓発活動の取組を進めます。

(6) 市民、市民団体、事業者等との連携、協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や市民団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。そのため、意見交換・協議を行う場を設けることなど、市民団体や事業者等との連携を一層進め、事業の協働実施に積極的に取り組みます。

(7) 男女共同参画苦情処理制度

市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を申し出ることができる苦情処理制度が広く活用されるよう、より一層の市民周知を図ります。

(8) 関係機関等との連携強化

国・県等の関係機関との一層の連携を進め、情報の共有化や事業協力を図ります。

指標一覧

	項目	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
目標1	1 市民の性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭(家事・育児)」という考え方を 否定する人の割合	52.6%	80%以上	
	2 男女共同参画社会という用語の周知度 男女共同参画社会を知っている人の割合	59.9%	80%以上	
	3 男女の地位の平等感	法律や制度	30.9%	40%以上
		社会通念・ 慣習・しきたり	10.8%	15%以上
		家庭生活	34.3%	40%以上
		地域社会	31.3%	40%以上
4 小・中学校の男女平等教育パン フレットを活用した授業割合	小学校3年生	98.2%	100%	
	小学校6年生	98.2%		
	中学校2年生	84.2%		
目標2	5 審議会等における女性委員割合	41.2% ※1	45%以上	
	6 女性委員のいない審議会等の割合	0% ※1	0%	
	7 農業委員における女性委員の割合	6.0%	10%以上	
	8 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合	8.6% ※2	10%以上	
	9 市職員の係長昇任者における女性の割合	45.5% ※2	42%以上	
	参考 市立小・中学校の校長・ 教頭における女性の割合	小学校・校長	17.3% ※2	-
小学校・教頭		20.2% ※2		
中学校・校長		8.9% ※2		
中学校・教頭		8.5% ※2		
目標3	10 職場における男女の地位の平等感	21.0%	30%以上	
	11 家族経営協定締結農家の割合	11.7%	市内認定農業者 数の15%以上	
	参考 所定内賃金の男女格差	76.1%	-	
目標4	12 男性の育児休業取得率	2.1%	13%以上	
	13 共働き夫婦の家事等平均時間の格差	220分 (女性290分) (男性 70分)	180分以内	
	14 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)」という用語の周知度(新設)	44.3%	70%以上 (新設)	
目標5	15 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配 慮すべきであると考えている人の割合	88.7%	100%	
目標6	16 DV被害にあったときの相談窓口を知ってい る人の割合	42.5%	60%以上	

※1 平成27年7月1日現在

※2 平成27年4月1日現在